

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月18日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第24号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤務成績の証明)</p> <p>第33条 給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給（第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。第35条及び第36条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。</p> <p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(勤務成績の証明)</p> <p>第33条 給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給（第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。第35条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。</p> <p>(昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第33条に規定する勤務成績の証明</p>

次条において「特定職員」という。)を給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて別表第7の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者)にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の特定職員の人数、第5項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第36条 特定職員以外の職員を給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

別表第7の2 特定職員昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D
------	---	---	---	---

4 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第42条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会の定める号給数）とする。

7 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の人数、第4項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

第36条 削除

別表第7の2 昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D	<u>E</u>
------	---	---	---	---	----------

昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

昇給の号給数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員にあっては、3）	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 [略]

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（初任給に関する経過措置）</p> <p>5 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について改正後の規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から改正後の規則第11条第1項の規定による号給（改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が改正後の規則第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3）で除して得た</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（初任給に関する経過措置）</p> <p>5 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について改正後の規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から改正後の規則第11条第1項の規定による号給（改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるも</p>

数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の4月1日以前である場合にあつては、同年4月1日（改正後の規則第35条第1項に規定する特定職員にあつては、採用日から調整年数をさかのぼった日が同年11月1日以後である場合にあつては、同年の翌年の4月1日）の翌日から採用日までの間における改正後の規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（平成21年4月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

- 6 平成21年4月1日までの間における改正後の規則第35条第1項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（給与条例第6条第7項又は給与等条例第7条第7項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE）」とする。

7～15 [略]

の及び改正後の規則第34条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が2月1日から3月31日まで（特定職員にあつては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、同年4月1日）の翌日から採用日までの間における改正後の規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（平成21年4月1日までの間における昇給の号給数の特例）

- 6 平成21年4月1日までの間における改正後の規則第35条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

7～15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。